

月刊ハローワーク通信



ハローワーク秋田のイベント・情報などを紹介する広報紙です

« 2026.2月号 »

発行: 〒010-0065 秋田市茨島1-12-16

ハローワーク秋田(電話018-864-4111)

当所へ電話でお問い合わせの際は、部門コード(問い合わせ先右端の【】内)を押してください。

ハローワーク秋田の各種情報はこちら



年収の壁を

気にせず働きませんか



従業員の方、事業主の方へ

「年収の壁」を超えるための支援があります

令和7年7月から事業主の方への支援(キャリアアップ助成金)を拡充しました。

社会保険適用拡大の対象となる企業等の「人事・労務管理者のみなさま」や社会保険加入のメリットや手取りや年金額の変化を知りたい「従業員のみなさま」向けのサイトを公開しています。



年収の壁突破・総合相談窓口

0120-030-045

(フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30~18:15
(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)



「年収の壁」への対応

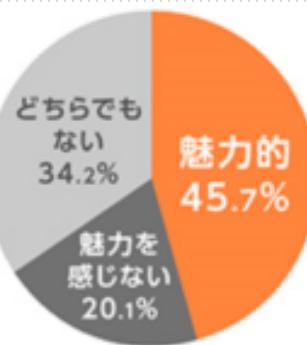
企業等におけるメリット

企業等にとって、社会保険加入を従業員に促すメリットは主に3つあります。

企業経営メリット1: 人材が確保・定着しやすくなる

厚生労働省が実施したアンケートでは、回答者(従業員規模100人以下の一部の企業等)のうち約6割が、求人票に社会保険完備と記載し、短時間労働者に社会保険を適用した理由を「従業員の年金額の増加や健康保険に加入することで待遇を改善し、人材の確保・定着を図りたかった」と答えています。

また、独立行政法人 労働政策研究・研修機構(JILPT)が実施した調査(右図参照)では、パート労働者の45%が「社会保険に加入できる求人」を「魅力的」と回答しており、「魅力的に感じない」と回答した20%を大きく上回っています。このような結果から、社会保険に加入できることはパート労働者にとってメリットとしてとらえられており、人材の確保・定着の可能性が高まります。



(出所)JILPT「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査」(2022)をもとに作成

企業経営メリット2: シフトの調整がしやすくなる

社会保険適用拡大特設サイト

社会保険適用拡大のこんなとき! どうする?

このページでは、人事・労務管理を担当する方が、社会保険適用拡大に向けた準備を社内で円滑に進めるために、社内(経営層、現場責任者、従業員)への説明手順や各種チラシの説明方法などのコツを好事例とともに説明しています。

社会保険適用拡大特設サイト



従業員が社会保険に加入することにより、その従業員は年収の壁(106万円/130万円)を意識して就業調整する必要がなくなります。そのため、働く時間の調整が円滑となり、安定してシフトを組みやすくなることから、企業等から「現場のシフト調整がしやすくなっている」という声があります。



企業経営メリット3: 多様な価値観を持つ従業員の働く意欲向上につながる

近年、ワークライフバランスへの意識が高まる等、従業員の働き方に対する意識が変わっています。

中小企業庁が実施した調査においては、福利厚生は「従業員のモチベーション向上」、「従業員の心身の健康維持」を目的として多くの企業等で導入されており、導入が進んでいるほど従業員の働く意欲が高いという調査結果もあります。

長く働きたい、子育てや家族の介護をしながら働きたい、といった多様な価値観を持つ従業員を、年金や医療保険の面からサポートする福利厚生の一環として、社会保険を活用することができます。

ある企業では、社会保険への加入をきっかけに働き方を見直していくような仕組みを作り、それにより、従業員も中長期的なキャリアについて考えるようになったという事例もあります。

(出所)中小企業庁「中小企業の経営力及び組織に関する調査」(2021)



お問い合わせ先

ハローワーク秋田 企画部門 【32#】

令和7年11月21日に閣議決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策」において、賃上げ環境の整備の一環として、「賃上げの裾野を正社員以外にも広げる観点から、非正規雇用労働者の待遇改善等を行う事業者を支援するキャリアアップ助成金の活用を促進する」旨が明記されたことを受け、キャリアアップ助成金の更なる活用促進に向け、事業主に対し重点的に周知を行うこととされています

ひと、暮らし、みんなのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



3. 中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ

環境の整備

(1) 賃上げ環境の整備

- 「重点支援地方交付金」の拡充

(中小企業・小規模事業者等への支援)

・キャリアアップ助成金の活用促進(非正規の待遇改善等)

- 人事院勧告を踏まえた対応(公務員の給与・待遇)

(2) 価格転嫁の徹底、中小企業等の稼ぐ力の強化・省力化投資

- 価格転嫁対策の徹底・取引適正化の推進

- 持続的・構造的賃上げに向けた生産性向上支援

(中堅・中小企業の稼ぐ力の強化に向けた設備投資支援、事業承継・M&A支援、伴走支援体制の強化)

○非正規雇用労働者の正社員転換や賃金アップの進め方に迷っている事業主の皆さまへ【NEW】

・キャリアアップ助成金(正社員化コース)のご案内(リーフレット)

・キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)のご案内(リーフレット)

事業主のみなさまへ

「キャリアアップ助成金」を活用して 従業員を正社員転換しませんか?

■ キャリアアップ助成金の「正社員化コース」とは?

有期雇用労働者等[※]を正規雇用労働者に正社員転換した場合に、事業主に対して助成を行う制度です。

※有期雇用労働者、臨時労働者、派遣労働者を含む。いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。

▲キャリアアップ助成金について



■ 助成金の金額 正社員化コースの1人当たりの助成額は以下のとおりです。

正社員化促進用意形態 対象者・企業規模		有期雇用労働者	無期雇用労働者
重点支援 対象者 (※)	中小企業	80万円(40万円×2倍)	40万円(20万円×2倍)
	大企業	60万円(30万円×2倍)	30万円(15万円×2倍)
上記以外	中小企業	40万円(40万円×1倍)	20万円(20万円×1倍)
	大企業	30万円(30万円×1倍)	15万円(15万円×1倍)

※ 申請支障対象者は、以下のいずれかに該当する者

a: 職務から3年以上の有期雇用労働者

b: 職務から3年未満で、次の(1)(2)いずれにも該当する有期雇用労働者

①過去5年間に正規雇用労働者として就業が合計1年以下

②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない

c: 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の該当修了者

※ 就業された期間が週50時間を超える有期雇用労働者については就業期間労働者とみなします

※ 新規就労者で雇い入れから一定期間経過していない者については支障対象外です

■ 助成金の加算額

正社員化コース1事業所当たりの加算額は以下のとおりです。

適用内容	加算額
① 正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換した場合(1事業所当たり1回のみ)	20万円(大企業15万円)
② 多様な正社員制度(※)を新たに規定し、当該雇用区分に転換した場合(1事業所当たり1回のみ)	40万円(大企業30万円)

受給条件の詳細等については裏面へ

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL071121 No.17

キャリアアップ助成金の詳細については、都道府県労働局またはハローワークまでお問合せください。各都道府県の「働き方改革推進支援センター」や「年収の壁突破・総合相談窓口」でも助成金に関する相談を受け付けています。

事業所へ訪問します

社会保険適用時待遇改善コースは3月31日までの暫定措置ですので、ご検討している事業所へは訪問して相談に応じてください。

「キャリアアップ助成金」を活用して 従業員の賃金アップを図りませんか?



キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」とは、有期雇用労働者等^{※1}の基本給を定める賃金規定等^{※2}を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、助成を行う制度です。

支給額

1人当たりの助成額は以下のとおりです。

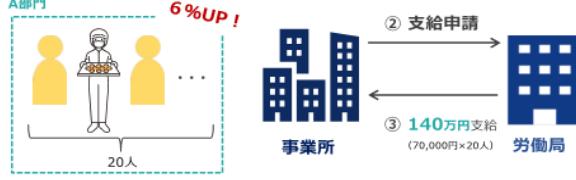
賃金引き上げ率 企業規模	3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
中小企業	4万円	5万円	6.5万円	7万円
大企業	2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円

1年度1事業所あたりの支給申請人数は100人。

助成例

中小企業の非正規雇用労働者のうち、A部門で働くパートタイマー20人の基本給を6%以上引き上げた場合

① 賃上げ



※1 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む。いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。

※2 賃金規定の他、「賃金テーブル」や「賃金一算表」も増額改定の対象とみなします。

※3 一部の非正規雇用労働者の賃金を増額する場合には、その区分が賃金形態別または職種別、その他の合理的な理由(部門別等)に基づき区分されている場合に限り、対象労働者と認めます。

キャリアアップ助成金について
(厚生労働省ウェブサイト)



受給条件の詳細等については裏面へ

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL071121 No.18

トラックドライバー就職相談会

管内の
企業
多數参加
予定



令和8年2月9日(月)

14:00~16:00 服装自由!
15:30受付終了

応募書類不要!

ハローワーク秋田
2階大会議室 小会議室 大型免許がない方も
参加OK!

▶採用担当の方と個別に面談。

仕事内容や勤務条件をその場で確認できます!

▶応募を希望される方は職業相談窓口で

紹介状を発行します!

参加企業や申込方法については裏面をご確認ください

【共催】ハローワーク秋田 公益社団法人 秋田県トラック協会

令和8年2月9日(月) トラックドライバー就職相談会

参加予定事業所

令和8年1月5日時点

株式会社 秋田物流センター	日の出運輸企業 株式会社
AL SOK 秋田 株式会社	船川臨港運送 株式会社
北日本運輸 株式会社	北海道東北名鉄運輸 株式会社
大虎運輸北東北 株式会社 秋田営業所	六郷小型貨物自動車運送 株式会社
東邦運輸倉庫 株式会社 秋田支店	(五十音順)

※申し込み方法

参加申込書を記入しハローワーク秋田の窓口または総合案内へご提出ください
ただし、下記お問い合わせ先にお電話にてお申し込みください。
※雇用保険を受給されている方は求職活動実績になります。

【お問い合わせ先】ハローワーク秋田 人材確保対策(ミタス)コーナー
電話:018-864-4111(部門コード41#)

参加申込書

参加申込書は総合案内に
ご相談ください。

郵送チラシ 掲示物 職業相談 ホームページ
 Instagram X LINE その他 ()

令和8年2月6日(金)
14:00~16:00
(15:30受付終了)

高年齢者就職面談会

in ハローワーク秋田
2階大会議室・小会議室

- 60歳以上の方の応募を歓迎する事業所が参加します
(55歳以上の方が対象)
- 雇用保険受給中の方は、求職活動実績1回になります
- 当日は裏面の受付票を記入の上ご持参ください

参加予定事業所一覧

(令和8年1月7日現在)

株式会社 秋田キャッスルホテル
株式会社 東北ビルカンリ・システムズ
国際タクシー 株式会社
ユーワイ警備保障 株式会社
株式会社 友愛ビルサービス
東洋ワークセキュリティ株式会社
★ 参加事業所は追加・変更となる場合があります
★ 当日は、(一社)秋田市シルバー人材センターも
参加します

受付票
2/6高年齢者就職面談会

受付番号

(ふりがな)
氏 名

生年月日
性別・年齢

昭和 年 月 日

参

Instagram X
 LINE その他 ()

受付票は総合案内に
ご相談ください。

【お問い合わせ先】ハローワーク秋田 紹介第三部門 生涯現役支援窓口
電話:018-864-4111(部門コード41#)

今後継続して掲載します

今回は、受給手続きに必要なもの

離職票の交付を希望する旨を会社に伝えているにもかかわらず、会社が手続きをせず、離職票がお手元に届かない場合は、みなさまの住所を管轄するハローワークにご相談ください。



受給手続きに必要なもの

- 離職票ー1 氏名や口座番号などを記入してください。
ただし、個人番号欄はハローワークに来所してから、窓口でご本人様が記載してください。
- 離職票ー2
- マイナンバーカード
マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の①個人番号及び②身元（実在）確認書類をお持ちください。
①個人番号確認書類（いずれか1種類）通知カード、個人番号の記載のある住民票（住民票記載事項証明書）
②身元（実在）確認書類（1）のうちいずれか1種類。
(1)運転免許証、運転経歴証明書、官公署が発行した身分証明書・資格証明書（写真付き）など
(2)公的医療保険の資格確認書、児童扶養手当証書など
*（1）の書類をお持ちでない方は、（2）のうち異なる2種類（コピー不可）
- 写真2枚（6か月以内の写真、正面三分身、 $3.0\text{cm} \times 2.4\text{cm}$ 。1枚は離職票ー2にある写真貼付欄に貼付してください）
本手続及びこれに続き今後行う支給申請ごとにマイナンバーカードを提示する場合には顔写真を省略することが可能です。
- 本人名義の預金通帳（一部の金融機関を除く）
- 船員であった方は船員保険失業保険証および船員手帳

HelloWork Internet Service
ハローワーク インターネットサービス



ハローワーク秋田 雇用の動き(令和7年12月)

概況(全数)

○有効求人倍率は、1.33倍と前年同月比で0.09ポイント低下。

1 求人の動向

○新規求人数は、2,589人と前年同月比で6.2%増加。

・金融業、保険業、サービス業（他に分類されないもの）、卸売業、小売業等で増加。

・情報通信業、製造業、宿泊業、飲食サービス業等減少。

○有効求人数は、7,530人と前年同月比で0.7%減少。

2 求職者の動向

○新規求職者数は、1,232人と前年同月比で4.1%増加。

・フルタイム求職者が3.4%増加、パート求職者は5.9%増加。

・事業主都合離職者（常用）が2か月ぶりに増加。

○有効求職者数は、5,642人と前年同月比で5.6%増加。

・雇用保険受給者実人員が7か月連続で増加。

【主な産業の新規求人数】

主な産業	求人数	前年同月比	
		増減率 (%)	増減数 (人)
D建設業	266	9.5	23
E製造業	111	▲ 21.3	▲ 30
G情報通信業	20	▲ 42.9	▲ 15
H運輸業、郵便業	113	6.6	7
I 卸売業、小売業	395	12.9	45
J金融業、保険業	39	34.5	10
M宿泊業、飲食サービス業	140	▲ 18.1	▲ 31
P医療、福祉	546	▲ 2.3	▲ 13
Rサービス業（他に分類されないもの）	544	23.4	103
S-T 公務、その他	100	▲ 15.3	▲ 18
全産業合計	2,589	6.2	151

【新規求職者の態様別状況（常用）】

項目	区分	態様別計	在職者	離職者	うち事業主都合	うち自己都合	うち自営、その他	無業者
			うち事業主都合	うち自己都合	うち自営、その他			
新規求職者数（常用）		1,026	408	520	181	294	14	98
前年同月比増減率 (%)		5.7	18.6	▲ 3.9	4.0	▲ 13.0	0.0	14.0
月比増減数（件数）		55	64	▲ 21	7	▲ 44	0	12

■有効求人倍率（全数）の推移

